

チェックリスト I 本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を掲げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目	
1 全店舗 施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていきます。	<input type="checkbox"/>
2 企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法で周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3 店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行なうとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行ないますか。	<input type="checkbox"/>
4 次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行なうとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の一覧表を作成します。	<input type="checkbox"/>
① 4S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
② 作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③ KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④ ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤ 危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥ 店長・施設長・安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦ 朝礼時等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧ 転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・器具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨ 腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
⑩ 腰痛・転倒予防体操の执行	<input type="checkbox"/>
⑪ 热中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>
5 店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6 店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7 本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チックリストに於ける評価項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8 安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9 リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価する）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10 店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11 店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

働く人で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて～

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るために、「**働く人に安心な店舗・施設づくり推進運動**」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるために、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を開拓する**企業本社**、複数の社会福祉施設を開拓する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社会的に取り組むことが重要です**。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものまとめていますので、ご参照ください。



II チェックリスト II 店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

チェック項目

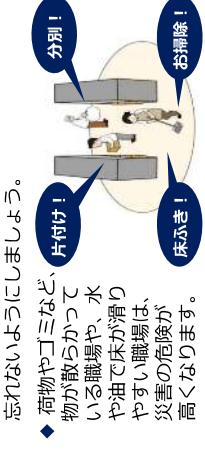
- | | |
|---|--------------------------|
| 1 4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 3 KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 5 危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 6 店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 7 朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 8 転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 9 腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 10 腰痛・転倒予防体操を励行していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 11 熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。 | <input type="checkbox"/> |

主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。
- ② 4S活動 = 災害の原因を取り除く
- ◆「4S」とは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」のことです。これらを日常的な活動として行うのが「4S活動」です。

- ◆4S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆お客様の目にくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆荷物やゴミなど、荷物が散らかっておる職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知つていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆組織の本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行ふ必要があります。

- ◆安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

- ⑦ 安全推進者の配置 (当該安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる事業における安全推進者の配置等に係るガイドライン)
- ◆店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。
- 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sainisangyo.html>
- こちらも
ご質問ください
安全・衛生
検索
- 安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ● 安全衛生関係の「フレット一覧
- 安全 ハンフ
- 職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧いただくか、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

